

呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

呉市立の小・中・義務教育学校全59校へA I型デジタルドリルを導入することで、児童生徒の学習状況を把握し、個別最適な学習支援につなげるとともに、家庭での学習時間の確保、学習習慣の定着を図り、また教職員の負担軽減による働き方改革を促進するものである。

本実施要領は、「呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務」に係る企画提案を広く募集し、最も適切な者を本業務の優先交渉権者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務

(2) 対象

呉市立小学校 34校、呉市立中学校 24校、呉市立義務教育学校 1校
児童数 8,721人、生徒数 4,739人、教職員数 1,098人

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

ただし、使用開始日は令和6年8月1日（木）とし、契約締結日から使用開始日前日までの間は準備期間とする。

(4) 業務内容

別添「呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

(5) 提案上限額

35,911,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※提案上限額を超えた提案は受け付けない。

※提案上限額は、本仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とする。

※本業務の支払方法については、完了払いとする。

3 スケジュール

プロポーザル実施要領の公告	令和6年4月10日（水）
質問の受付期限	令和6年4月17日（水）17時まで
質問への回答期限	令和6年4月24日（水）
参加申込関係書類の提出期限	令和6年5月1日（水）17時まで
提案書等の提出期限	令和6年5月8日（水）17時まで
優先交渉権者選定委員会の開催	令和6年5月22日（水）～5月28日（火）のいずれか1日
優先交渉権者の選定結果通知	令和6年5月30日（木）～6月5日（水）のいずれか1日
契約締結	令和6年7月1日（月）予定

※上記スケジュールは変更する場合がある。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 人口20万人以上の地方公共団体に対して、A I型デジタルドリルの導入受託実績（対象児童生徒数が1万人以上のものに限る。）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式第1号）により、令和6年4月17日（水）17時まで（必着）に、電子メールにて「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載するE-mailアドレス宛に提出するとともに、送信確認の電話をすること。

なお、メールの標題は「質問書（業者名）呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務」とすること。

(2) 質問への回答

令和6年4月24日（水）までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、本市のホームページにおいてもその内容を公開する。なお、質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、本実施要領及び仕様書の内容の修正又は追加とみなす。必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加して本市のホームページに公開するので必ず確認すること。

質問受付の期限を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、本プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

6 参加申込関係書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、提出期限内に、次に示す書類を提出すること。

(1) 参加申込関係書類一覧表

	書類名	様式等	正本	副本
1	参加申込書	様式第2号	○	
2	会社概要	様式第3号	○	
3	滞納がないことの証明書	[国税] 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 提出日前3か月以内に作成されたもの。(写し可)	○	
4	登記記載事項証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。(写し可)	○	
5	印鑑証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。(写し可)	○	

(2) 提出手続

提出期限 令和6年5月1日(水) 17時まで(必着)

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出部数 正本1部

提出方法 持参又は郵送(送受履歴が追跡可能な方法に限る。)

持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとし、電話連絡の上、持参すること。

なお、本市が参加資格要件を満たさないと判断した場合は、その旨を通知する。

(3) 参加辞退

参加申込関係書類の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに、必ず辞退届(任意様式)を書面で提出すること。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出する書類は、次に示す提案書等一覧表の1から5までとし、原則として日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙を縦に使用した上で、横書きで2穴ファイル等に編冊して、1部は提案者名を記載した正本(同表の1～5)、10部は提案者名(略称やロゴマーク等を含む)を記載していない副本(同表の2～5)として提出すること。

また、正本と副本のデータをPDFファイルに変換し、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。

<提案書等一覧表>

	書類名	様式等	正本	副本
1	提案書送付書	様式第4号	○	
2	提案書	任意書式(頁番号を付すこと) 「8 優先交渉権者の選定方法(1) 評価方法」に示す評価項目の順序、内容により漏れなく作成すること。この場合において、目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。 ※応募者が5者を超える場合は、令和6年5月15日(水)までに書類審査を行い、プレゼンテーションに進める事業者は上位5者とする。結果については、令和6年5月16日(木)17時までに応募事業者へ連絡を行う。	○	○
3	見積書	様式第5号 消費税及び地方消費税を含むこと。	○	○
4	見積内訳書	任意書式 A4判。ライセンス料、設定費用、配信作業費用及び保守費用等の内訳がわかるように記載すること。	○	○

5	事業実績書及びその添付書類	様式第6号 A I型デジタルドリルの導入受託実績を記載すること(最大10件まで記載し、正本にはその契約書の写し等を添付すること。)	○	○
---	---------------	--	---	---

(2) 提出手続

提出期限 令和6年5月8日(水)17時まで(必着)

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出方法 持参又は郵送(送受履歴が追跡可能な方法に限る。)

持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとする。

なお、電話連絡の上、持参すること。

受付通知 提案書等の提出後、提案書等受付通知を送付する。

(3) 提出書類の変更、返却等

提出書類は、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。また、提出書類は提案者に返却しない。

8 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

提案書等の評価については、呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務事業者選定委員会が次の評価項目に沿って、提案書の内容及びプレゼンテーションにより評価を行う。

	評価項目	評価の視点	配点
1	業務概要	本事業の適切な遂行に当たり信頼できるアプリケーションの構築、運用実績を有しているか。(実績件数・導入規模・運用環境・アプリケーション機能の概要等)	10
		本市の示した導入目的を理解した上での提案内容であるか。	10
		プレゼンテーション、質疑応答は論理性があるか。	5
2	AIドリル機能	収録されている教材は文部科学省学習指導要領に準拠し、本市が採用する教科書に対応しているか。また、必要に応じて無償でのバージョンアップ対応ができるか。	10
		解答状況(正誤や解答プロセス)に応じて、つまづきを自動的に分析・特定し、次の出題がなされる機能が充実しているか。	15
		その後の学習に活かす学び直し機能が充実(問題量、当該学年以外の学年の学習内容、解説等の面から)しているか。	15
		教職員が児童生徒に対して課題を配信する際に、個別最適な問題が簡単に設定できる等、使いやすい工夫がなされているか。	15

3	機能性	ユーザーインターフェース（画面表示や操作性等）に工夫が凝らされており、児童生徒の快適な教材利用が期待できるものとなっているか。	15
4	情報確認	児童生徒ごとの学習状況について、教職員が学習の理解度や取組時間などを把握できる機能が充実しているか。	15
5	サポート体制	契約後の準備期間に教職員・児童生徒が使いこなすための研修が充実しているか。	10
		運用後も実施状況を鑑み、事業を推進するための教職員研修や提案、トラブルへの対応などのサポート体制が構築されているか。	10
6	セキュリティ体制	個人情報保護及びセキュリティに関する対策が適切に構築されているか。	5
7	使用料	見積額が業務内容に対して適切であるか。	5
8	自由提案	仕様書に記載のないサービスや機能等について、提案内容が優れているか。	10
		計	150

(2) プレゼンテーション

提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）は、次に示すプレゼンテーションを行う。

実施場所 呉市役所本庁舎会議室（予定）

実施日時 令和6年5月22日（水）～5月28日（火）のいずれか1日

※場所及び時間は、別途通知する。

実施方法 提案者ごとに提案内容の説明（準備5分、発表25分、質疑15分）予定

- その他
- ・提案書に記載のない新たな提案は認めない。
 - ・本実施要領「8 優先交渉権者の選定方法(1) 評価方法」を踏まえた内容を説明すること。
 - ・パワーポイント等のプレゼンテーションソフトや、インターネットの利用も可能とするが、必要な機器等は提案者が用意すること。
 - ・プレゼンテーションに参加できる人数は、3名以内とすること。
 - ・パソコンの持込み利用は可能とする。
 - ・プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。

(3) 優先交渉権者の選定

ア 選定委員が採点する各項目の評価点を合計した点数が1番高い提案者（1位）を優先交渉権者として選定し、2位の提案者を次点交渉権者とする。

イ 採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から、優先交渉権者を決定する。なお、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により、次点交渉権者を決定する。

ウ 各評価項目の評価点を合計した点数が配点を合計した点数の6割に満たない場合は失格とする。

(4) 選定結果の通知

令和6年5月30日（木）～6月5日（水）のいずれか1日に提案者へ文書で通知する。また、優先交渉権者については当該交渉権者の名称及び評価結果を、次点交渉権者については評価結果を本市のホームページに掲載する。

9 契約手続等

- (1) 本市は、選定された優先交渉権者と協議し、必要に応じて提案内容の変更・修正を行い、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- (2) 本市と優先交渉権者において本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により本業務を受注できなくなった場合は、次点交渉権者と再度協議を行う。
- (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載が認められる場合又は重大な瑕疵^{かし}等が判明した場合、決定を取り消すものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。
- (2) 提案者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き、請求・申出による公開を原則行う。
- (5) 本市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6) 提案者が、参加申込関係書類提出の日から優先交渉権者の決定日まで、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。
 - ア 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - イ 本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (7) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、呉市教育委員会教育部学校教育課が、その対応を決定する。

11 本業務に関する問合せ窓口

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市教育委員会 教育部 学校教育課 下岡・玉井
電話番号 0823-25-3568
E-mail : gakukyou@city.kure.lg.jp